

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとして位置づけており、経営の健全性、透明性を高め、経営スピードおよび経営効率を向上させることで、グループ全体の企業価値の最大化を目指しております。

この考え方のもと、取締役会の監査監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、平成28年6月24日開催の当社第49回定時株主総会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しており、取締役会および監査等委員会により、取締役の監査、監督を行っています。

さらに、社外取締役の選任による取締役会の監督機能の強化を図っています。

また、当社では、業務執行の意思決定スピードを高め、事業環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

当社グループの持続的な企業価値向上のため、経営基盤の強化と安定を図るとともに、地域経済の発展に貢献することを基本方針としています。

また、当該株式の買い増しや処分、議決権の行使に際しては、中長期的な観点から経済合理性と将来の見通しを踏まえつつ、当該株式を保有する目的と合理性を検証のうえ、判断します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

「取締役の競業取引」および「取締役と会社間の取引」は、会社法に基づき、当社の取締役会規則に従って、取締役会の承認事項としています。

また、関連当事者との取引の内容、取引条件および取引条件の決定方針等については、有価証券報告書等で開示しています。

その他、当社は関連当事者に関する定期的な確認を行っており、会社に不利益とならない体制を整えています。

【原則3－1. 情報開示の充実】

1. 企業理念、経営戦略、経営計画

当社の企業理念、「Sysmex Way」は、シスメックスグループが社会に在立する意義(Mission)、大切にすべき価値観や経営姿勢(Value)、シスメックスグループで働く一人ひとりが遵守すべき心構え(Mind)で構成しています。また、長期経営目標を「A Unique & Global Healthcare Testing Company」とし、ポジショニングに展開しています。なお、当社ホームページ(<http://www.sysmex.co.jp>)において、企業理念、長期経営目標を掲載しておりますのでご参照ください。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社ホームページおよびコーポレート・ガバナンス報告書等に記載しておりますのでそちらをご参照ください。

(http://www.sysmex.co.jp/corporate/governance/corporate_governance.html)

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

(1)方針

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、成果責任を明確にした業績連動型の報酬制度であります。取締役(社外取締役および監査等委員を除く)の報酬を固定報酬と変動報酬に大別し、固定報酬については役位を基に決定、変動報酬については成果に応じて配分しております。

報酬額は報酬委員会にて審議した後、取締役会に上程し決定しております。

(2)手続き

上記方針に基づき、取締役会の諮問委員会である報酬委員会にて内容を検討し、取締役会が決議しています。

4. 経営陣幹部選任、取締役候補指名

(1)取締役会は社内取締役候補者(監査等委員を除く)について、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、かつ十分な社会的信用を有する者を選任することとしています。社外取締役候補者(監査等委員を除く)については、豊富な職務経験と幅広い見識を有し、当社の経営に適切な助言ができる人物であることを条件としています。

また、監査等委員候補指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、総合的に検討しています。

なお、社外取締役候補者は、会社法および東京証券取引所の定める独立性基準を満たすこととしています。

(2)手続き

上記方針に基づき、取締役会の諮問委員会である指名委員会にて内容を検討し、取締役会が決議しています。

なお、監査等委員の選任議案に関して、監査等委員会において同意を得ています。

5. 個々の選任・指名についての説明
取締役候補の各候補者および略歴等について、株主総会招集ご通知に記載しています。

【原則4－1. 取締役の役割・責務(1)】
補充原則4－1(1)
取締役会は、法令および定款、取締役会規則に基づき、取締役会の専決事項を定め、重要な経営の意思決定及び職務執行の監督を行います。
また、当社は執行役員制度を採用しており、社長から依嘱された範囲において担当の執行役員が業務を執行しています。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点を踏まえ、独立社外取締役を複数名選任しています。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
会社法および東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことを独立性判断基準としています。

【原則4－11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11(1)
取締役候補者(監査等委員を除く)については、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各機能と各事業部門をカバーできる人材について、全体のバランスを考慮し、性別や国籍を問わず総合的に判断し、選定しています。

補充原則4－11(2)
取締役が当社以外の上場会社を兼任する場合、その数は合理的な範囲内にとどめるよう努めるとともに、事業報告および株主総会参考書類において、各取締役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しています。

補充原則4－11(3)
取締役会全体の実効性について分析・評価を開始しています。また、その結果の概要を開示する予定です。

【原則4－14. 取締役のトレーニング】
補充原則4－14(2)
取締役は、その期待される役割・責務に応じ、会社法および時事の情勢に適した内容による講習会等の実施に加え、社外研修会・講習会や交流会に参加する機会を設ける等、必要な知識の習得および取締役の役割と責務の理解促進に努めます。
社外取締役については、就任の際に会社の事業機能を理解するための説明と各事業所の見学を実施し、その後も必要に応じて情報提供の場を設けます。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
1. 株主との対話は、社長およびIR担当の執行役員が中心となり、IR担当部門が担当し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけています。また、株主からの対話(面談)の申込みに対しては合理的な範囲で、必要に応じ取締役および執行役員が対応することとしています。
2. 対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っています。
3. 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や会社見学会などを実施していく。また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図っています。
4. 対話において把握した株主の意見などは、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役及び執行役員に加え、関係部門に対してフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。
5. 決算発表前の期間は、沈黙期間として投資家との対話を制限する。また、その他社内にインサイダー情報が発生する際には、社内規程(企業秘密管理規程)に基づき、情報管理の徹底を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	23,105,300	11.09
ジェイピー モルガン チェース バンク 380055	12,371,355	5.94
公益財団法人神戸やまぶき財団	12,000,000	5.76
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	11,830,800	5.68
有限会社中谷興産	10,297,600	4.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,080,800	3.88
家次 和子	6,124,800	2.94
和田 妙子	6,124,800	2.94
井谷 憲次	5,000,000	2.40
両晋株式会社	4,800,000	2.30

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 員数の上限を定めていない

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 13 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 4 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西浦 進	他の会社の出身者								△			
高橋 政代	その他											○
大西 功一	他の会社の出身者								△			
梶浦 和人	公認会計士						△					

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西浦 進		○	当社の取引先であるTOA株式会社の出身であります。平成22年6月に同社取締役を退任しております。なお、当社と同社との間に特別な関係はありません。	企業経営等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと考えております。なお、西浦取締役と当社との間に取引関係、その他利害関係はありません。
高橋 政代		○	――	眼科を専門とする臨床医・研究者として国内外における豊富な経験を有しており、その知見と見識をもって当社既存事業の臨床的価値の向上及び個別化医療等の新規事業の研究開発活動にも貢献いただけるものと考えております。

				なお、高橋取締役は国立研究開発法人理化学研究所に所属しております。当社と同法人との間に特別な関係はありません。 また、高橋取締役と当社との間に取引関係、その他利害関係はありません。
大西 功一	○	○	当社の取引先である株式会社神戸製鋼所の出身ですが、平成22年6月に同社執行役員を退任しております。なお、当社と同社との間に特別な関係はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い知識をもって、監査等委員の立場から当社経営の健全性・透明性確保に向け、重要な職責を担っていただけるものと考えております。 なお、大西取締役は、平成28年3月末時点において、当社株式を1千株保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。
梶浦 和人	○	○	当社が公認会計士監査の契約を締結している有限責任監査法人トーマツの出身ですが、平成25年1月に同監査法人を退職しております。	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知見を有しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって、監査等委員の立場から当社経営の健全性・透明性確保に向け、重要な職責を担っていただけるものと考えております。 なお、梶浦取締役は、平成28年3月末時点において、当社株式を0千株保有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
当社は、内部監査部門が監査等委員会の職務を組織的に補助します。 内部監査部門の使用人が監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に服するものとします。 取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、内部監査部門の使用人の人事(任命、異動、懲戒等)については、監査委員会と事前協議を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部監査部門の活動内容等を踏まえ、必要に応じ内部監査部門に対し指示できる体制をとっております。 また、監査等委員会は、会計監査人とは、会計監査計画報告(年次)および会計監査結果報告(年次)の他、財務報告に係る内部統制監査実施等必要の都度相互の情報交換を行うなど連携を密に行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役

補足説明

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、コーポレート・ガバナンス体制強化の一環として、成果責任を明確にした業績連動型の役員報酬制度を平成17年7月に導入いたしました。役員（取締役及び執行役員）の報酬を固定報酬と変動報酬に大別し、変動報酬については成果に応じて各役員に配分いたします。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社および当社子会社の取締役ならびに従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、従業員の経営参加意識の向上を図る目的で、平成25年9月13日にストックオプションを付与いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期に取締役に対して支払った報酬等：9名 872百万円

＜連結報酬等の総額が1億円以上であるもの＞

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額	基本報酬	ストックオプション	賞与
家次 恒	取締役	提出会社	251百万円	59百万円	20百万円	172百万円

（注）

1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第49回定時株主総会において、年額10億円以内と決議いただいております。
3. 平成28年3月期末現在の取締役は9名（うち社外取締役は1名）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有り無し あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、成果責任を明確にした業績連動型の報酬制度であります。取締役の報酬を固定報酬と変動報酬に大別し、固定報酬については役位を基に決定、変動報酬については成果に応じて配分しております。報酬額は報酬委員会にて審議した後、取締役会に上程し決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、会議体の出席に加え、各種データベースにアクセスすることにより、必要な情報を入手しております。専属スタッフはおりませんが、秘書室および内部監査部門である監査室がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は取締役13名で構成し、経営に関する重要事項を審議するため、基本的に1か月に1回の定期取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催します。

グローバル戦略会議は取締役社長と担当執行役員で構成し、グループの経営の方向性や重要な戦略上の課題を審議するため、基本的に毎月

1回開催します。

執行役員会議は取締役社長と執行役員で構成し、取締役社長の意思決定のための諮問機関としてグループの業務全般にわたる重要事項を審議するため、基本的に毎月1回開催します。平成28年3月期においては、取締役会14回、グローバル戦略会議12回、執行役員会議19回、グループ経営報告会4回、経営推進会議12回を開催し、経営戦略やグループ全体の重要な課題に対処してまいりました。

監査室は9名で構成し、主要な子会社にも内部監査部門を配置しております。内部統制、管理状況および執行状況をグループの健全な発展という観点から確認・評価を行い、その結果に基づき情報の提供並びに改善・助言・提案等を通じて業務の適正な執行を推進し、グループの健全経営に寄与するように内部監査を行っております。

監査等委員会は、監査等委員3名中2名が社外取締役であります。監査等委員は、取締役会に加え、グローバル戦略会議および執行役員会議に出席する等、取締役の職務執行を適正に監視できる体制をとっております。また、監査等委員会は、内部監査部門の活動内容等を踏まえ、必要に応じ内部監査部門に対し指示できる体制をとっております。今後も、監査等委員会による法令に基づいた適正な取締役の監査・監督を行い、経営の健全性を高めてまいります。

なお、会計監査人とは、会計監査計画報告(年次)および会計監査結果報告(年次)の他、財務報告に係る内部統制監査実施等必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密に行っており、

公認会計士監査については、有限責任監査法人トーマツと契約を締結しております。当社グループ全体に対する監査を実施するとともに、会計制度の変更等にも迅速に対応できる環境を整備しております。また、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、重要な事項について必要に応じアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監査監督機能を強化するとともに、経営の透明性・客観性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、平成28年6月24日開催の当社第49回定時株主総会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行しました。

また、経営スピードおよび経営効率を向上させるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使を促進するため、法定期日である株主総会開催日の2週間前より早期に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席いただけるように、株主総会の日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の選択肢、利便性を増し、多くの株主の皆様により議決権行使を行っていただけるように、電磁的方法(インターネット)により議決権を行使できるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	機関投資家の議決権行使環境を改善するため、プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、外国人株主の皆様提供しております。
その他	総会における報告事項の報告に際して、スライド画像を利用し、より分かり易くご説明する工夫を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が主催する個人投資家向け説明会に参画することにより、定期的(年1~2回程度)に個人投資家の皆様に、会社概要ならびに戦略等を説明し理解向上に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末および中間決算発表後速やかに、決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家を定期的(年2~3回)に個別訪問し、決算報告および今後の戦略を説明しております。また、証券会社主催のカンファレンス(説明会)にも参画しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の音声配信および配布資料の掲載をはじめ、各種IR関連資料をホームページ(和英)上で開示することにより、フェアディスクローズの推進に努めております。IR資料としては、決算情報、説明会関連資料、有価証券報告書(四半期報告書含む)、会社説明パンフレット、会社概要動画等を掲載し、また社長メッセージやコーポレートガバナンスの状況を説明しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動については、IR・広報部が担当しており、社長ならびに担当役員とともにIR活動に取り組んでおります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部者取引管理規程、環境マニュアル管理規程、個人情報保護規程、コンプライアンス規程および臨床研究開発に関する倫理規程等ステークホルダーの立場を尊重するさまざまな規程を制定しております。
	国連グローバル・コンパクト10原則と社会的責任に関する国際規格ISO26000を踏まえてCSR中期計画を策定し、企業の社会的責任を全うすべく、一歩一歩取り組みを進めています。「組織統

環境保全活動、CSR活動等の実施	治」「人権・労働慣行」「環境」「公正な事業慣行」「消費者課題」「コミュニティへの参画・発展」の6つの区分に分かれた同計画に基づいて、社会的課題の解決を目指したCSR活動を推進しています。環境の具体的な取り組みについては、環境マネジメントオフィサーが委員長を務める環境管理委員会にて、環境方針に基づく活動計画を策定し、実施評価を行っております。また、毎年CSR報告書「シスメックスあんしんレポート」を発行し、ステークホルダーの皆様へ年度の活動を報告しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」において、金融商品取引に関する法令および金融商品取引所の定める適時開示規則等に従って情報開示を行うことはもちろん、適時開示規則に該当しない情報についても任意の情報開示基準を定め、積極的かつ公正な開示に努めることを情報開示の基本方針として制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社および当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）は、法令遵守とともに、高い倫理観に基づいた正々堂々とした事業活動を行うことをコンプライアンスの定義としており、以下のとおり、その体制を整備します。

当社グループは、コンプライアンス違反を、社会的信用を失墜させる最も重要なリスクととらえ、当社グループ全体のリスク管理体制の下で、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを推進・強化します。また、当社グループの役職員に適用されるグローバルコンプライアンスコードを定め、教育・研修を通じてコンプライアンスを徹底します。さらに、内部通報制度の整備により、当社グループにおける法令又は定款違反行為の早期発見と是正を図るとともに、内部監査部門によるコンプライアンス体制の監査等を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社グループは、グローバル文書管理規程等を定め、これらに従って、取締役会及びその他の重要会議の議事録等、取締役の職務執行に係る情報を適切に保管及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を相当な期間維持します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関する全社的な体制を整備するため、リスク管理に係る規程に則り、当社グループのリスクを統合的に管理するリスクマネジメント委員会を設置して、リスクの軽減等に取り組めます。リスクマネジメント委員会では、想定されるリスクを抽出し、重要なリスクを選定して、リスクに応じた責任部門の明確化と対応策を整備するとともに、当該対応策の実行状況を確認します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、重要な経営の意思決定及び職務執行の監督を行う機関として取締役会を位置づけております。当社は、執行役員制度を導入し、業務執行の意思決定スピードを高め、マネジメント機能を強化することにより、事業環境への迅速な対応を図ります。

また、組織規程、職務権限規程、関係会社管理に係る規程等に基づき、当社グループにおける意思決定手続を明確にして、効率的な業務執行を確保するとともに、グループ中期経営計画及びグループ年度経営計画を策定し、これらの進捗状況の定期的な確認と必要な対応を実施します。

5. 当該会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの役職員に適用されるグローバルコンプライアンスコードに則り、当社グループ全体のコンプライアンスを推進します。また、リスク管理に係る規程に則り、当社グループ全体のリスク管理体制の整備を図るほか、主要な子会社に内部監査部門を配置し、当社の内部監査部門が、地域と全社の観点で当社グループ全体の監査活動を統括します。

なお、当社は、関係会社管理に係る規程に基づき、子会社等関係会社の経営の主体性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告を受け、重要案件に関する事前協議等を実施することにより、当社グループ全体の業務の適正を図ります。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、内部監査部門が監査等委員会の職務を組織的に補助します。

内部監査部門の使用人が監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に服するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、内部監査部門の使用人の人事（任命、異動、懲戒等）については、監査等委員会と事前協議を行います。

7. 監査費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行に必要な費用等を支弁するため、毎年、監査計画に応じた予算を設けます。また、監査等委員会の職務の執行に必要な追加の費用等が生じた場合も適切な手続にて処理します。

8. 監査等委員会への報告に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当社グループの役職員が、法令もしくは定款に違反する事実又は当社グループに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項について、所定の規程・手続に従って、速やかに報告を受けます。

また、監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社グループの取締役及び使用人に報告を求めることができます。

当社は、当社グループの役職員が上記各報告をしたことを理由として、当該役職員につき解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、グループ各社の全ての役職員に適用されるコンプライアンスコードにおいて、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たない旨定めております。

また、役職員への教育・研修を通じて反社会的勢力の排除を徹底するとともに、内部通報制度による事案の早期発見と適切な対処、ならびに外部専門機関との緊密な連携による反社会的勢力の動向に関する情報収集等を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、特別な買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、広く社会から信頼されることを目指し、株主や投資家、お客さまをはじめとする皆さまに対し、公平、迅速、正確、そして分りやすく開示することを基本とし、金融商品取引法等の関係法令および上場証券取引所規則に則った情報の開示を行うほか、当社を理解いただくために有効と思われる情報についても公平かつ迅速な情報開示に努めます。

2. 適時開示に係る社内体制

適時開示の基本方針に基づき、当社では情報開示に係る社内体制および方法を規定した「情報開示規程」を制定し、情報開示責任者である担当役員が情報開示に関する意思決定を行うための諮問機関として、総務部門の本部長を事務局とする情報開示委員会を設置しています。また、総務部門および広報部門等を情報開示担当部門と定め、情報開示責任者の指示に基づき会社情報の開示は原則として情報開示担当部門が行います。

3. 情報開示の方法

当社の会社情報の開示は、有価証券報告書等の決算書類への記載、TDnetへの登録、プレスリリース、自社ホームページへの掲載のいずれか、または複数を組み合わせた方法により行っています。

4. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査等委員が情報開示委員会に参画し運営状況を評価します。

